

# 令和5年度 紹介受診重点医療機関の 確認について

令和5年12月  
医療介護政策課

# 趣旨

紹介受診重点医療機関の確認方法について、令和4年度の確認状況を踏まえつつ、今後の確認方法の検討を行う。

## 令和4年度分紹介受診重点医療機関確認の概要

	意向あり	意向なし
<p>基準を満たす</p> <p>&lt;基準&gt; 初診の外来件数の40%以上 かつ 再診の外来件数の25%以上</p>	<p>地域医療構想調整会議で協議の上、紹介受診重点医療機関として確認されれば、県は結果を公表する。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A：21機関</div>	<p>&lt;地域医療支援病院&gt; ・地域医療構想調整会議において協議する前に、県は医療機関に「意向の有無」を再確認する。 ・意向の変更がなければ、地域医療構想調整会議にて意向なしとして協議し、紹介受診重点医療機関にならないことを確認する。</p> <p>&lt;その他の医療機関&gt; 上記と同様とする。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">B：6機関</div>
<p>基準を満たさない</p>	<p>・地域医療構想調整会議で協議する前に、県は医療機関に「意向の有無」を再確認する。 ・当該医療機関は、協議の場において基準を満たさないが紹介受診重点医療機関となることを希望する理由を説明し、協議を行う。協議の場で紹介受診重点医療機関となりうる合理性があると認められ、紹介受診重点医療機関として確認されれば、県は結果を公表する。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C：2機関</div>	<p>&lt;地域医療支援病院&gt; 地域の外来医療提供体制における当該医療機関の果たす役割等を協議の場で確認する。 &lt;その他の医療機関&gt; 協議の場での協議は行わない。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">D：その他</div>

## 紹介受診重点医療機関について（令和4年度分 全23医療機関）

医療機関名称	公表日	区分	医療機関名称	公表日	区分
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院	令和5年8月1日	A	公立学校共済組合中国中央病院	令和5年8月1日	A
医療法人あかね会土谷総合病院	令和5年8月1日	A	福山市民病院	令和5年8月1日	A
国家公務員共済組合連合会広島記念病院	令和5年8月1日	A	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	令和5年8月1日	A
翠清会梶川病院	令和5年8月1日	A	独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院	令和5年9月1日	A
広島赤十字・原爆病院	令和5年8月1日	A	一般社団法人呉市医師会呉市医師会病院	令和5年9月1日	C
医療法人JR広島病院	令和5年8月1日	A	国家公務員共済組合連合会呉共済病院	令和5年9月1日	A
広島大学病院	令和5年8月1日	A	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	令和5年9月1日	A
県立広島病院	令和5年8月1日	A	一般社団法人三原市医師会三原市医師会病院	令和5年9月1日	A
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院	令和5年8月1日	C	広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	令和5年9月1日	A
広島県厚生農業協同組合連合会廣島総合病院	令和5年8月1日	A	尾道市立市民病院	令和5年9月1日	A
独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	令和5年8月1日	A	三次地区医療センター	令和5年9月1日	A
医療法人財団竹政会福山循環器病院	令和5年8月1日	A			

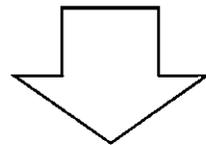
## 今後の確認方法（案）

○令和4年度の確認では、本県では全圏域の地域医療構想調整会議で円滑に確認を終えることができた。

- ・基準を満たさないが、意向のある医療機関も含めて確認できたこと。
- ・基準を満たしているが、意向なしの医療機関についても、紹介受診重点医療機関にならないことが確認されたこと。

○令和4年度の確認では、中国地方では本県と同様に基準を重視した確認方法が主流であった。

○確認方法が変化することで、患者負担が急に変更されることなどにより、地域住民に対して混乱を生じさせることがないように、確認方法については連続性が必要と考えられる。



**令和4年度の確認方法を踏襲する。**

※基準等の大幅な修正があった場合等は改めて協議を行う。